

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 開会

2 議事

（1）岩倉市市民参加条例の規定に基づく事項について

①協働の取組シート

【資料4】協働の取組について桑野主任より説明

（第1回会議での委員からの質問、会議後に委員からの事前質問への回答）

事務局：多面的機能交付金の対象の確認をしたが、この交付金は、農業振興地域内の農用地の面積に応じて交付金が算定される。中本町は農業振興地域内農用地がないため対象にならない。

続いて、資料番号4-1の最後令和3年度に新型コロナウイルス感染症の影響で全部が中止になった事業について、令和4年度はどのような予定になっているかという質問があった。現状、中止が決まっている事業は、いわくら市民体育祭のみ。

小さな子どもを対象とした事業で、読み聞かせ、子育て親育ち講座、ブックスタート事業は、状況を見定めている。その他の事業は、実施に向けて準備を進めている。また、市民茶会などは既に実施済。

委員：農地が減ってきているのは確かだが、農業用水は通っているの、今後の課題。

委員：今年度は多くの事業が実施されるということが確認できて良かった。

（2）岩倉市自治基本条例の規定に基づく事項について

【資料5（1）-ア】に基づき小出主幹より説明

委員：何度か市民の声と私の提案を利用したことがある。この制度が苦情ボックスになってほしくない。改善されることもあれば、全く改善されないこともあり、半々くらいと感じる。解決されなかった時に、なぜできないのか、説明がないのではないのか。

事務局：住所と氏名の記入があれば、担当課が回答を作成することになっている。無記名の場合でも担当課だけでなく、市長まで確認している。

委員：思った回答が来ないケースもある。

会長：再質問は出来ないのか。

事務局：再質問は可能。実際に来るケースもある。

また、わかりやすい回答に努めているが質問の趣旨が読み取りにくい内容もある。担当課長名で回答しているが、市長まで確認して回答文を送付している。

会長：市長まで確認していることは、質問者にわかるようになっているのか。

事務局：制度要綱には示してあるが、回答を見てもそこまでわからないかもしれない。

会長：回答を市長まで共有していることを明文化することで、受け止め方は変わるかもしれない。

事務局：検討する。

会 長：コロナの状況が変化している中、今年度の広聴はどう進めていくのか。

事務局：未来寄合を3小学校区で予定しているので、こうした事業で広聴活動を行う。未来寄合での意見や要望は全体に共有していく。

委 員：市民の声は回答までにどれだけの期間を要するのか。

事務局：基本的には1か月で回答する。

委 員：内容によっては、すぐに回答しないといけないものもあるのではないかと。

事務局：内容を見て緊急性が高い場合は、すぐに電話連絡する場合もある。状況に応じて対応している。

会 長：民間事業者の立場でクレーム対応はどのような対応をしているか。

委 員：地域から様々な意見をいただくことはあるが、クレームはない。

地域の声を受けて市役所に弊社の商品を展示させていただいたケースもあった。

委 員：B to B メーカー対応はあるが、市民からクレームというケースはない。

【資料5（1）-イ】に基づき小出主幹より説明

会 長：助成金を見直したとのことだが、はじめの一步コースがファーストステップか。

事務局：これまではそうだったが、見直しにより、立ち上がり支援コースを創設した。

立ち上がり支援は1回のみ。見直し前は3コースあり、その前段階として立ち上がり支援を創設した。これまでの3コースは事業に対する支援であったが、立ち上がり支援は、会員のスキルアップなど団体活動を始めていく準備経費なども対象としているが、初年度は、応募がない状況。はじめの一步コースは設立後3年未満の団体が対象。

はじめの一步コースは90%補助で、市民提案・公益的事業コースは50%補助で3年間利用できる。

会 長：団体を作るときに活用できる立ち上がり支援コース、その後の事業展開を支援するはじめの一步コース、その後3年間の市民提案・公益的事業コースのメニューがあり、5年間で自立していく仕組みということで良いか。

事務局：そのとおり。

会 長：立ち上がり支援コースの実績がなかったのはなぜか。

事務局：団体助成ということもあり、補助率が50%で2万円までということも影響している。

はじめの一步コースに最初から応募する団体もある。

委 員：見直しにより市民提案・公益的事業コースが使いやすくなった。

事務局：見直しの特徴は、はじめの一步コース、市民提案・公益的事業コース、行政提案・協働事業コースは、市民活動登録団体に限定したことで、支援センターの支援を受けながら公共的な活動を行ってもらうこと。また、市民提案・公益的事業コース、行政提案・協働事業コースは、市内事業所も対象とした。総合計画に掲げたマルチパートナーシップを意識している。

会 長：いわゆるほんごクラスの対象は。

事務局：岩倉では、義務教育課程での日本語教育は他の地域と比較しても優れている状況であり、中学校卒業後に学べる場がないという課題に対応するもの。

実際には、35人くらいの申し込みがあったが、親子連れなど多様な世代が参加している。

会 長：成人が対象か。

事務局：高校生もいる。日本語が話せない人でも社会生活が送れるようにすることが目的であり、日本語検定などを意識した内容とはなっていない。

委 員：行政提案・協働事業コースの期間は3年か。

事務局：2年。

委 員：資料を見ると収入はない。どのように事業を継続していくのか考えはあるか。

事務局：市が行政課題として捉えている内容で募集するため、100%助成としている。

その後の支援は検討中。

会 長：継続性が必要な課題ばかり。課題解決の検証中ということではないか。

高齢者のデジタル教室も重要。

事務局：検証の仕組みも含めて検討中である。

会 長：行政区の運営の継続性についても過去に意見がでていますがどうか。

委 員：審議会での意見を受けて何か取り組んでいるのか。

行政区の現状を把握できているのか、どうしたら良いのか。

事務局：状況は区長さんからお聞きしている。小学校区での未来寄合を実施して地域の課題を共有し、解決の方法を一緒に模索していく。

委 員：役員のなり手が少ない。定年が延長され、地域に人材がいない。神野町は6年役員をやることになる。候補者は十数名いるが、皆職を持っている状況。

分別収集などにも課題があり、他の区ではシルバー人材センターに委託しているケースもあり、問合せたらシルバーも人材不足で新たには受けられない。

委 員：副区長経験者に報酬を出して協力を得られている。

委 員：分別収集はシルバー、農業用水の清掃などは老人クラブに有償でお願いしている。

委 員：これまでの何でもボランティアでという状況からは変わってきている。

事務局：区によって状況はそれぞれ、そうしたことを小学校区単位で集まって、出し合って行政としても何が出来るかを一緒になって考えていきたいと考えている。

会 長：未来寄合を小学校区で行う理由は、子どもを地域で育てていくことだろう。子どもの育成に関しての補助なども出てくるだろう。そういうお金を小学校区単位で回す仕組みにもなり得ると思う。地域でお金の使い道を決められる仕組みをもっている地域もある。そうしたきっかけづくりにもなる。

これ以上続けられない事業があるのなら、事業のたな卸しも必要だと思うが、一人では決められない、みんなで話し合っただけで決める必要がある。やり方を変えれば存続

できるかもしれない。そうした話し合いの場にもなる。総合支援事業を地域が担っていかねばいけないという課題もある。様々な課題をみんなで話しあって解決策を探っていこうというもの。ファシリテーションは市の職員がやってくれるが市に要望をする場ではない。

委員：お寺の役員をやっているが、地元の昔からの慣習も継続できなくなっている。

会長：小学校区でやる意味は、少し大きな単位、範囲で考えてみることで解決できるかもしれないということである。また、PTAの活動は地域活動そのもので、その活動を終わると長い期間地域とのつながりがなくなる。それは、PTAが辛いからかもしれない。それをみんなでサポートし、つなげていくことこそ地域の持続性を確保していくことだと考えている。また地域課題のごみ出し、電球替えなどを担っていけると良い。

委員：PTAなど色々な世代の人が参加すると良いが、どのように広報しているか。

事務局：広報、ホームページ、行政区、PTAなど様々な機会を捉えて参加を呼び掛けている。現在、40人くらいの申し込み状況。

委員：1回目と2回目の内容は違うのか。チラシにも工夫が必要ではないか。

事務局：参加しやすいように工夫した。

委員：福祉課で実施している地域福祉計画の活動と同じではないか。

何か仕掛けがないと参加してもらえないのではないか。

会長：資金的な支援がそうしたものになるのではないか。

事務局：職員の関わり方も変わっていかなければいけない。そうしたことも未来寄合のテーマになる。

委員：PTA卒業後、実際に関わりは持っていない。PTA時代と小学校区も変わってしまった人もいると思うが、そうした人はこうした取り組みには参加できないのではないか。人それぞれの関わり方がある中で、時間があまりない人でも参加しやすいものにしてほしい。時間はないが思いのある人は多くいると思う。

委員：地域福祉計画の市民会議との違いを明確にして進めてほしい。やっていることに違いが見えないようではいけない。出席者は変わらないのではないか。

事務局：違いが見えるようにしていきたい。

会長：事業者は参加できないのか。事業者も地域の中で重要な役割を担っている。徐々にでも良いが多くの関係者に参加してほしい。

委員：具体的な内容を示したチラシでないと参加できないのではないか。

会長：A4一枚では地域の課題は書ききれない。難しいところではある。

委員：期待しているので頑張ってもらいたい。

【資料5(1)-ウ】に基づき小出主幹より説明

会長：議会会派に説明し、どうだったか。

事務局：昨年12月から全ての会派に成果、課題について説明して回った。様々な意見があ

る会派もあった。今年度に入ってから代表者会を開いてもらい、7月に全議員で改めて勉強会を実施する運びとなった。

会 長：執行機関として働きかけをしている。現議員の任期は。

事務局：来年の4月となっている。

委 員：昨年の秋にオンラインで意見交換する場があり、そこで住民投票条例の話題が出たときに、ある議員が、主管部署が議会に提案しないといけないと発言した。勉強会では進展しないのでは。

事務局：そのつもりで各会派を回ったが、結果として改めて勉強会を開催することとなった。

委 員：放置はできない。難しいなら条文の削除も検討しないといけない。

会 長：今回の動きによる条例の成就を願うが、議員の改選で後戻りになったら考えていかなければいけない。難しい問題。

事務局：一番の課題は外国籍の市民の方を投票要件に入れるか否か。議員の見解もばらばら。ある自治体で在留資格は問わず3か月在住で投票資格のある条例案を出し、大きな話題になった。また、市長発議も論点になる。

会 長：我々は、見守るということになるが、提案しないと始まらないのは事実だが、成立の見込みのない議案は出せないというのも理解できる。

委 員：昨年度の審議会でもどうかしないといけないということだったと思う。内容については、様々な意見があることも承知している。参政権について考えるチャンスとして捉えられないか。

委 員：他の事例で先進的な条例案で否決されたケースに引っ張られてしまうのは良くない。外国籍の方にもまちづくりに積極的に参加してもらいたいと考えているので、問題なく成立した事例なども含めて説明してもらいたい。

会 長：市民参加条例検討委員会での議論を踏まえて条例案があり、経過も含めてしっかりと説明をして、意見集約を進めてほしい。

議会と執行機関がしっかりと話し合いをして進めてもらいたい。

3 その他

次回会議日程 7月12日（火）午前10時から 第2・3委員会室